

国民健康保険の加入手続きについて

国民健康保険の加入手続きは、社会保険等の資格喪失日（退職日の翌日）以降から可能です。（任意継続保険の期間（2年間）満了をもって加入する場合は、資格喪失日の2週間前から可能です。ただし、資格確認書又は資格情報のお知らせは資格喪失日以降に郵送となります。）

●加入手続きに必要な書類

- 1 扶養家族を含め、国民健康保険に加入されるすべての方について記載された
健康保険の資格喪失証明書等（加入していた健康保険の資格喪失日を証明する書類）

（例）

書 類	発 行 者
健康保険の資格喪失証明書	勤務先、加入していた健康保険組合等
任意継続保険の資格喪失証明書	加入していた健康保険組合等
健康保険資格取得資格喪失等確認通知書	年金事務所（金沢北・金沢南） ※協会けんぽの健康保険の場合に限る。

- ・ 会社等を退職した本人のみが加入する場合は、勤務先の退職証明書や雇用保険の離職票など、退職日を証明する書類でも可能です。
- ・ 扶養家族がいる場合、退職した本人の退職日を証明する書類と被扶養者のこれまで加入していた健康保険の資格確認書又は資格情報のお知らせでも手続きができます。
- ・ 任意継続保険の期間（2年間）満了をもって加入する場合は、有効期限等が記載されている任意継続の資格確認書又は資格情報のお知らせ（国保に加入する方全員分）でも手続きができます。

※上記の書類がない場合は、勤務先にて、国民健康保険に加入される方すべての
氏名、生年月日、住所、健康保険の資格喪失日、勤務先名、勤務先印 を記載
した書類を発行してもらってください。

2 窓口に来られた方の本人確認ができるもの

【写真付の本人確認書類】

マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、身体障害者手帳、
パスポートなどのうち1点

【写真付の本人確認書類がない場合（2点）】

資格確認書、介護保険証、年金手帳、学生証などのうち2点

※別世帯の代理人が届出を行う際は、上記に加えて加入世帯の世帯主又は加入者の本人確認
書類（写真の有無にかかわらず1点で可能）又はハンコもしくは委任状が必要になります。

- 届出受付窓口 保険年金課（11番窓口）又は 各市民センター
※世帯主又は同一世帯の方はマイナポータル（マイナアプリ）
より電子申請での手続きも可能です。

- 問い合わせ先 金沢市役所 保険年金課
電話 050-1792-1620（自動応答） FAX 076-232-5644

電子申請はこちら



マイナンバーによる届出・申請等に必要な書類

平成 28 年 1 月から届出等の際に、マイナンバーの確認と本人確認が必要になりました。



1 世帯主が届出・申請等を行う場合（AとBの両方の書類が必要です。）

A 〔マイナンバーの確認〕	B 〔本人確認〕
マイナンバーカード ※A、B 両方を兼ねる	
個人番号通知書 又は 個人番号が記載された 住民票の写し 住民票記載事項証明書	【写真付きの本人確認書類】 運転免許証、運転経歴証明書（H24.4.1 以降に交付されたもの）、 パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、 在留カード、特別永住者証明書、税理士証票、顔写真付きの学生証・ 身分証明書・社員証・資格証明書、戦傷病者手帳、市から本人に送付した 申告書又は申請書等（氏名及び生年月日又は住所がプレ印字された 書類で、当該書類を申請等に用いる場合）など のうち1点 又は 【写真付きの本人確認書類がない場合（2点必要）】 国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療の資格確認書、 介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、 国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の組合員証、 私立学校教職員共済制度の加入者証、年金手帳、 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、 顔写真の付かない学生証・身分証明書・社員証・資格証明書、 国保限度額適用認定証、国保標準負担額減額認定証、 国保特定疾病療養受療証、後期高齢者医療特定疾病療養受療証 （※次のうち、領収又は発行・発給の日から6か月以内のもの） 地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書、 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、 住民票記載事項証明書、母子健康手帳 など のうち2点 <u>※いずれの書類も、氏名及び生年月日又は住所の記載があり、 提示時に有効なものに限る。</u>

2 世帯主以外の代理人が届出・申請等を行う場合（C、D、Eすべての書類が必要です。）

C 〔世帯主のマイナンバー確認〕	D 〔代理権の確認〕	E 〔代理人の本人確認〕
世帯主のマイナンバーカード （コピー可） 又は 世帯主の個人番号通知書 （コピー可） 又は 世帯主の個人番号が 記載された住民票の写し 住民票記載事項証明	委任状 又は 戸籍謄本その他その資格を 証明する書類（法定代理人 の場合のみ） 又は 官公署又は個人番号利用事務 等実施者から委任者に対し一に 限り発行・発給された書類 （世帯主の運転免許証等）	代理人のマイナンバーカード等 B欄に記載がある本人確認書類